

女性のためのアジア平和国民基金

第2回理事会

平成7年9月

平成 7 年 9 月 22 日
女性のためのアジア平和国民基金

第 2 回 理 事 会

議 題

資
料

【議事】

- (1) 広報と募金活動の基本的考え方について
- (2) 三者（理事会、運営審議会、呼びかけ人会）の役割分担について
- (3) 韓国、フィリピンへの基金派遣チームについて
- (4) ポスターの図案について（電通関係者出席）
- (5) その他

【報告】

- (1) 平成 7 年度基金よりの補助金申請について
- (2) 平成 8 年度総理府より基金関係概算要求について

「従軍慰安婦」にされた方々の償いのために さらに今日的な女性問題の解決のために 政府と国民が参加し協力する「アジア女性基金」

先の戦争中、日本軍の慰安所で、軍人たちを相手に性的な「奉仕」を強いられた女性たちを、当時「従軍慰安婦」とか、単に「慰安婦」と呼んでいました。

Q. 「従軍慰安婦」の被害とは、どんなことですか。

A. 慰安所、軍人による戦地における女性に対するレイプ事件と、性病の蔓延を防止すること等を目的として、軍の関与のもとに設置されました。

慰安所で、女性たちは将兵たちに性的「奉仕」をさせられ、人間としての尊厳を踏みにじられました。戦地では自由のない生活を強いられ、戦況の悪化とともに生活はますます悲惨の度を加えました。日本軍が敗走しはじめると、慰安所の女性たちは現地に置き去りにされるか、敗走する軍と運命をともにすることになったのです。

戦後も、ある人びとは自分の境遇を恥じて帰国することをあきらめ、あるいは帰国しても、多くの人が結婚もできず、子供を生むことも考えられませんでした。

Q. 「従軍慰安婦」は、どのように集められたのですか。

A. 初めは日本国内から集められた女性が多かったのですが、やがて当時日本が植民地として支配していた朝鮮半島から集められた女性が増えました。その人たちの中には、十六、七歳の少女もふくまれ、性的「奉仕」をさせられるということを知られずに集められた事例も多くありました。

さらには中国、台湾、およびフィリピン、インドネシアなど占領地の女性やオランダ人女性も慰安所に集められました。

Q. 戦後50年もたって、なぜ今問題になっているのですか。

A. 日本の戦後処理をめぐる議論や人権意識の高まりとともに、これまで沈黙を守っていた元「従軍慰安婦」の方々が、最近になって声をあげるようになったことが、この問題を浮上させました。

「アジア女性基金」への基金を呼びかけます

私たちの身近な人たちが関与していたという事実から、目をそらしてはなりません。決して遠い昔の出来事ではないのです。心に刻み、二度と再びこのようなことが起きないように努力することが必要です。

Q、政府と国民の協力で行うとはどういうことですか。

A、まず「アジア女性基金」は、国民と政府の協力で、次の事業を行います。

- ①国民からの募金で、元「従軍慰安婦」の方々に対する国民的な償いを行います。
- ②政府の資金等を元に、元「従軍慰安婦」の方々にお役に立つような医療、福祉等の事業を支援します。
- ③政府の資金等を元に、上記の②のほか、女性の名誉と尊厳に関する今日的な問題への取り組む事業を支援します。たとえば、さまざまなタイプの暴力の被害を受けた女性の救済活動への支援が考えられます。

そして日本政府は、上記の②③に加え、次のことを行います。

- ④「アジア女性基金」が上記の事業を実施する際、元「従軍慰安婦」の方々に、国としての率直なお詫びと反省の気持ちを表明します。
- ⑤過去の「従軍慰安婦」の歴史資料を整えて、歴史の教訓とします。
- ⑥「アジア女性基金」の運営費を補助します。

Q、政府は、補償の問題は戦後の条約などで解決済みと説明していますが、いま「償い」をするのはなぜですか。

A、元「従軍慰安婦」の方々と私たち国民一人一人との和解は、単なる条約上・国際法上の問題としてすませられないことです。道義的な問題、お互いの心の問題は依然として残っています。

Q、国民から募金を集めるのは、政府の責任逃れではありませんか。

A、「基金」の創設に対して賛否両論が出されていますが、すでに高齢となった元「従軍慰安婦」の方々への償いに、残された時間は僅かです。一刻も早く行動を起こすことが最重要という立場から、現状で可能な「基金」を進めることになりました。

Q、集められた募金で、どのように元「従軍慰安婦」の方々に償いを行うのですか。

A、「基金」が国民から受け取る募金を、元「従軍慰安婦」の方々へお渡しすることを考えています。その金額や渡し方については、国・地域ごとの事情、本人の立場などを考慮し、決定します。

日本軍慰安婦問題行動ネットワーク

事務局 〒169 新宿区西早稲田2-3-18 日本キリスト教協議会内

TEL. 3203-0374 FAX. 3204-9495

1995年9月15日

女性のためのアジア平和国民基金

事務局 御中

前略

同封の声明文は韓国挺身隊問題対策協議会より、翻訳してお送りするよう依頼されましたので、お送り申し上げます。

私どもも、この内容には同感いたします。

どうかよろしくご配慮のほどをお願い申し上げます。

日本軍「慰安婦」問題行動ネットワーク

事務局

山口 明子

日本の「女性のためのアジア平和国民基金」調査団派遣に反対する

1. 去る7月初め、日本内閣外政審議室の美称審議官が韓国を訪問した際、直接本会代表と会った席で「被害者たちが「女性のためのアジア平和国民基金」に反対だとしても、われわれは、民間募金を推進するであろう。今、残っていることは、現在韓国政府の登録している164名の元「慰安婦」たちが、本物であるか否かを調査することだけである」という妄言を語って、私たちを憤慨させたことがあった。ところが、去る9月7日付日本の読売新聞の報道によれば、日本の「女性のためのアジア平和国民基金」が「見舞金（一時金）を贈る元「慰安婦」の認定などの理由で、韓国とフィリピンに調査団を送る方針」であることが明らかにされた。これに対して、私たちは憤らずにはいられない。これは美称審議官の妄言を実行することに過ぎない。私たちは日本の「慰安婦」調査団派遣計画を即刻中止することを要求する。

もし、このような私たちの要求にもかかわらず、調査団の派遣を強行するならば、それ以降に派生するかもしれないどのような不祥事についても、私たちは責任を負うことができないということを明らかにする。

2. 私たちが調査団派遣に反対する理由のうち、真っ先にあげられることは、私たちは日本政府の「女性のためのアジア平和国民基金」そのものに反対だからである。したがって私たちはこの民間慰労金を支給する「慰安婦」認定などの理由で調査をするに至ったことに對して原則的に反対する。

これまで、私たちは日本政府が民間基金のよびかけ人などに、数次にわたって「私たちは民間基金に反対であり、日本政府は、公式に謝罪し、法的に賠償すべきである」という立場を公式に伝えてきた。そして、これは去る8月末から北京で開かれた世界女性会議でもすでに明らかにされている。それにもかかわらず、日本政府は、過去において韓国に友好的な立場をとって連帯活動をしてきた日本の民間人たちを先頭に立てて、被害者たちと関連民間団体が民間慰労金を受け取るように、説得し、懐柔している。日本政府は、民間慰労金計画を即刻中断し、国際法にのっとった賠償を実施せよ。

3. 日本政府は外交上とても理解できない「慰安婦」認定などの理由で、調査団を派遣するのだといっている。これは韓国政府を完全に無視する態度である。すでに韓国政府に登録された164名のハルモニたちは、韓国政府が一次、二次調査を施行した後、審議

委員会で前「慰安婦」であると確定した被害者たちである。それなのに加害国である日本政府が実際に被害者たちのところに来て、何を確認しようというのか？

本当に日本政府がしなければならないことは、日本政府側が保有している全ての「慰安婦」名簿を明らかにすることである。すでに発見された文書によれば、慰安所に行く女性たちには、日本の陸軍省、総督府、各地方、県などの警察、憲兵などが協力して、渡航証を発給したと記録されている。そのためには、日本政府と軍は、まず最初に渡航証発給のための元「慰安婦」女性たちの名簿を作成した。それゆえ、日本政府は「慰安婦」認定等の反歴史的、人権蹂躪的な行動を中断して、日本政府が保有している元「慰安婦」名簿を明らかにせよ！ それがこの問題解決のために日本政府がすべきまず最初のことである。

4. 「民間基金」調査団派遣と関連して、先発隊として、9月15日から17日まで、韓国を訪問する予定の白杵敬子氏ら民間団体代表たちも結局は同じ立場で来るのである。特に彼らはこれまで韓国の被害者たちとともに、日本政府に対して戦後補償を要求する訴訟のため連帯していた民間団体の代表として、最近は被害者たちに直接日本政府の民間基金を受け入れるように懐柔し、説得してきた。このような事実に対して、私たちは憤りをもって、彼らが韓国訪問を即刻取り止めるよう要求する。

5. 私たちは今般、日本政府の発表に対して韓国政府が、このような被害者たちと民間団体の立場をよく代弁してくれることをのぞみ、日本政府の調査団派遣中止を要求してくれることをのぞむ。

1995年9月12日

韓国挺身隊問題対策協議会 元日本軍「慰安婦」韓国人生存者

韓国女性団体連合 韓国教会女性連合会 韓国女性の電話 韓国女神学者協議会
韓国女性民友会 KNCC女性委員会 仏教人権委員会女性委員会 梨花民主同
友会 挺身隊研究会 韓国女大生代表者協議会 大韓監理教女宣教会全国連合会
女性の教会 韓国キリスト教長老会 女信徒会全国連合会・全国女教役者協議会
大韓耶蘇教長老会女教役者全国連合会 仏教女性連合会 民族作家会議女性委員
会 新しい世を拓く天主教女性共同体 カトリック女性福祉委員会 トゥレバン
基督女民会

「女性のためのアジア平和国民基金」に係る平成8年度概算要求の概要

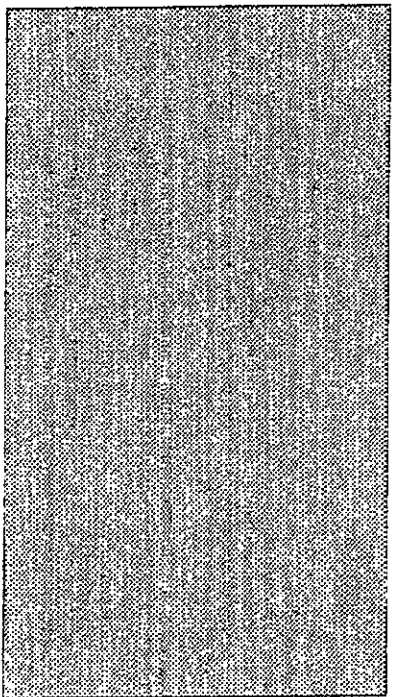
平成7年8月

外政審議室

平成8年度概算要求額	282,589千円（対前年度比較△198,896千円）
概算要求の内容	運営経費、普及啓発事業費、総合相談センター事業経費
(1) 運営経費（53,537千円）としては、今年度予算の内容と同じく、 ①一般事務費、②運営審議会経費、③民間支援会議関連事務費、④海外事情調査費を要求。	
(2) 普及啓発事業費（199,307千円）としては、 ①一般啓発事業経費、②Q&A作成事業経費、③地方対策会議事業経費を要求。	
(3) 女性の名誉と尊厳に関わる問題に係るカウンセリング業務経費として、総合相談センター事業経費（29,745千円）を要求。	
（注） 女性尊厳事業については、今後基金において、運営審議会に諮りつつ検討が進められることとなるので、その検討状況等を踏まえつつ、政府としての必要な協力を行っていくこととしている。	

元「従軍慰安婦」への
謝罪と償い

■女性のためのアジア平和国民基金 《参加・協力のおねがい》



目次

- 1 「よびかけ文」と総理「ごあいさつ」
- 2 「従軍慰安婦」にされた人々
- 3 基金が生まれるまで
- 4 基金のしごと

付・呼びかけ人、役員、運営審議会委員

募金の送金方法／英訳「よびかけ文」・総理「ごあいさつ」

1

よびかけ文

「女性のためのアジア平和国民基金」に拠金と呼びかけます

戦争が終わってから、五〇年の歳月が流れました。

この戦争は、日本国民にも諸外国、とくにアジア諸国の人々にも、甚大な惨禍をもたらしました。なかでも、十代の少女までも含む多くの女性を強制的に「慰安婦」として軍に従わせたことは、女性の根源的な尊厳を踏みにじる残酷な行為でした。こうした女性の方々が心身に負った深い傷は、いかに私たちがお詫びしても癒やすことができないものではないでしょう。

しかし、私たちは、なんとか彼女たちの痛みを受け止め、その苦しみが少しでも緩和されるよう、最大限の力を尽くしたい、そう思います。これは、これらの方々に耐え難い犠牲を強いた日本が、どうしても今日ではたさなければならぬ義務だと信じます。

政府は遅ればせながら、一九九三年八月四日の内閣官房長官談話と一九九四年八月三十一日の内閣総理大臣の談話で、これらの犠牲者の方々に深い反省とお詫びの気持ちを表わしました。そしてこの六月一四日に、その具体的行動を発表しました。

(1)「慰安婦」制度の犠牲者への国民的な償いのための基金設置への支援、(2)彼女たちの医療、福祉への政府の拠金、(3)政府による反省とお詫びの表明、(4)本問題を歴史の教訓とするための歴史資料整備、というのがその柱です。基金は、これらの方々への償いを示すため、国民のみならずさまざまな拠金を受けて彼女たちにこれをお届けすると共に、女性への暴力の廃絶など今日的な問題への支援も行うものです。私たちは、政府による謝罪と共に、全国民規模の拠金による「慰安婦」制度の犠牲者への償いが今どうしても必要だ、という信念の下にこの基金の呼びかけ人となりました。

呼びかけ人の中には、政府による補償がどうしても必要だ、いやそれには法的にも実際のにも多くの障害があり早急な実現は困難だなど、意見のちがひもあります。しかし、私たちは次の一点ですべて一致しております。

それは、すでに年老いた犠牲者の方々への償いに残された時間はない、一刻も早く行動を起こさなければならぬ、という気持ちです。

私たちは、「慰安婦」制度の犠牲者の名誉と尊厳の回復のために、歴史の事実の解明に全力を尽くし、心のこもった謝罪をするよう、政府に強く求めています。同時に、彼女たちの福祉と医療に十分な予算を組み、誠実に実施するよう、監視の目を光らせるつもりです。さらに、日本や世界にまだ残る女性の尊厳の侵害を防止する政策を積極的にとるよう、求めてまいります。

しかし、なによりも大切なのは、一人でも多くの日本国民が犠牲者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いの気持ちを示すことではないでしょうか。戦時中から今日まで五〇年以上に及ぶ彼女たちの屈辱と苦痛は、とうてい償いきれるものではないで

しょう。それでも、私たち日本国民の一人一人がそれを理解しようと努め、それに基づいた具体的な償いの行動をとり、そうした心が彼女たちに届けば、癒し難い苦痛をやわらげるのに少しは役立ってくれる、私たちはそう信じております。

「従軍慰安婦」をつくりだしたのは過去の日本の国家です。しかし、日本という国は決して政府だけのものではなく、国民の一人一人が過去を引き継ぎ、現在を生き、未来を創っていくものでしょう。戦後五〇年という時期に全国民的な償いはたすことは、現在を生きる私たち自身の、犠牲者の方々への、国際社会への、そして将来の世代への責任であると信じます。

この国民基金を通して、一人でも多くの日本の方々から償いの気持ちを示してくださいよう、切に参加と協力をお願い申し上げる次第です。

一九九五年七月一八日

「女性のためのアジア平和国民基金」呼びかけ人一同

こあいさつ

平成七年七月

内閣総理大臣

村山 富市

「女性のためのアジア平和国民基金」の発足にあたり、こあいさつ申し上げます。

今年は、内外の多くの人々が大きな苦しみと悲しみを経験した戦争が終わってからちょうど五〇年になります。その間、私たちは、アジア近隣諸国等との友好関係を一歩一歩深めるよう努めてまいりましたが、その一方で、戦争の傷痕はこれらの国々に今なお深く残っています。

いわゆる従軍慰安婦の問題もそのひとつです。この問題は、旧日本軍が関与して多くの女性の名誉と尊厳を深く傷つけたものであり、とうてい許されるものではありません。私は、従軍慰安婦として心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対して、深くおわびを申し上げたいと思います。

このたび発足する「女性のためのアジア平和国民基金」は、政府と国民がともに協力しながら、これらの方々に対する国民的な償いや医療、福祉の事業の支援などに取組もうというものです。呼びかけ人の方々の趣意書にも明記されているとおり、政府としても、この基金が所期の目的を達成できるよう、責任を持って最善の努力を行ってまいります。

同時に、二度とこのような問題が起こることのないよう、政府は、過去の従軍慰安婦の歴史資料も整えて、歴史の教訓としてまいります。

また、世界の各地で、今なお、数多くの女性が、いわれなき暴力や非人道的な扱いに苦しめられています。女性のための「アジア平和国民基金」は、女性をめぐるこのような今日的な問題の解決にも努めるものと理解しております。政府は、この面においても積極的な役割を果たしていきたいと考えております。

私は、わが国がこれらのことを誠実に実施していくことが、わが国とアジア近隣諸国等との真の信頼関係を強化、発展させることに通じるものと確信しております。

「女性のためのアジア平和国民基金」がその目的を達成できるよう政府は最大限の協力を行う所存ですので、なにとぞ国民のみなさまお一人お一人のご理解とご協力を賜りますよう、ひとえにお願い申し上げます。

「従軍慰安婦」にされた人々

「従軍慰安婦」とは、かつての戦争の時代に、日本軍の慰安所で将兵に性的な奉仕を強いられた女性たちのことです。

慰安所の開設が、日本軍当局の要請によってはおこなわれたのは、中国での戦争の過程でのことです。一九三一年（昭和六年）満州事変がはじまると、翌年には戦火は上海に拡大されます。この第一次上海事変によって派遣された日本の陸海軍が、最初の慰安所を上海に開設せました。慰安所の数は、一九三七年（昭和十二年）の日中戦争開始以後、戦線の拡大とともに大きく増加します。

当時の軍の当局は、占領地で頻発した日本軍人による中国人女性レイプ事件によって、中国人の反日感情がさらに強まることをおそれて、防止策をとることを考えました。また、将兵が性病にかかり、兵力が低下することをも防止しようと考えました。中国人の女性との接触から軍の機密がもれることもおそれられました。

岡部直三郎北支那方面軍参謀長は一九三八年（昭和十三年）六月に出した通牒で、次のように述べています。

「諸情報ニヨルニ、…強烈ナル反日意識ヲ激成セシメシ原因ハ…日本軍人ノ

強姦事件カ全般ニ伝播シ…深刻ナル反日感情ヲ醸成セルニ在リト謂フ」「軍人個人ノ行為ヲ嚴重取締ルト共ニ、一面成ルヘク速ニ性的慰安ノ設備ヲ整ヘ、設備ノナキタメ不本意ヲ禁ラ優ス者無カラシムルヲ緊要トス」

このような判断に立って、当時の軍は慰安所の設置を要請したのです。

慰安所の多くは民間の業者によって経営されましたが、軍が直接経営したケースもありました。民間業者が経営する場合でも、日本軍は慰安所の設置や管理、女性の募集について関与し、「統制」をおこなっていました。日本国内からの女性の募集について、一九三八年三月四日に出された中央の陸軍省副官の通牒には次のようにあります。

「支那事変地ニオケル慰安所設置ノ為内地ニ於テ之方従業婦等ヲ募集スルニ当リ、故ニ軍部諒解等ノ名義ヲ利用シ、為ニ軍ノ威信ヲ傷ツケ、且ツ一般民ノ誤解ヲ招ク虞アルモノ、或ハ…募集ノ方法、誘拐ニ類シ、警察当局ニ檢舉取調ヲ受クルモノアル等、注意ヲ要スルモノ少カラサルニ就テハ、将来是等ノ募集等ニ当リテハ、派遣軍ニ於テ統制シ、之ニ任スル人物ノ選定ヲ周到適切ニシ、其実施ニ当リテ関係地方ノ憲兵及警察当局トノ連携ヲ密ニシ、以テ軍ノ威信保持上、並ニ社会問題上、遺漏ナキ様配慮相成度依命通牒ス」

最初は日本の国内から集められた女性が多かったのですが、やがて当時日本が植民地として支配していた朝鮮半島から集められた女性が増えました。その人たちの多くは、一六、七歳の少女もふくまれる若い女性たちで、性的奉仕をさせられるとい

うことを知らされずに、集められた人でした。

一九四一年（昭和十六年）二月八日日本は米英オランダに宣戦を布告し（太平洋戦争）、戦線は東南アジアに広がりました。それとともに慰安所も中国から東南アジア全域に拡大しました。そのほとんどの地域に朝鮮半島、さらには中国、台湾からも、多くの女性を送られました。旧日本軍は彼女たちに特別に軍属に準じた扱いをおこない、渡航申請に許可をあたえ、日本政府は身分証明書の発給をおこなうなどしました。それと同時にフィリピン、インドネシアなど占領地の女性やオランダ人女性が慰安所に集められました。この場合軍人が強制的手段もふくめ直接関与したケースも認められます。

慰安所では、女性たちは多数の将兵に性的な奉仕をさせられ、人間としての尊厳を踏みにじられました。さらに戦況の悪化とともに、生活はますます悲惨の度をくわえました。戦地では常時、軍とともに行動させられ、まったく自由のない生活でした。日本軍が東南アジアで敗走しはじめると、慰安所の女性たちは現地に置き去りにされるか、敗走する軍と運命をともにすることになりました。

一体どれほどの数の女性たちが日本軍の慰安所に集められたのか、今日でも事実調査は十分にはできていません。一九三九年（昭和十四年）広東周辺に駐屯していた第二三軍司令部の報告では、警備隊長と憲兵隊長（けんべい）のもとにつくられた慰安所にいる「従業婦女」数（ねず）は概（おおよそ）ネ千名内外ニシテ軍の統制セルモノ約八五〇名、各部隊郷

土ヨリ呼ビタルモノ約一五〇名ト推定ス」とあります。第二三軍だけで一千人だというのですから、日本軍全体では相当多数の女性がこの制度の犠牲者となったことはまちがいないでしょう。現在研究者の間では、五万とか、二〇万人とかの推計がだされています。

一九四五年（昭和二十年）八月二五日戦争が終わりました。だが、平和がきても、生き残った被害者たちにはやすらぎは訪れませんでした。ある人々は自分の境遇を恥じて、帰国することをあきらめ、異郷に漂い、そこで生涯を終えました。帰国した人々も傷ついた身体と残酷な過去の記憶をかかえ、苦しい生活を送りました。多くの人が結婚もできず、自分の子供を生むことも考えられませんでした。家族ができて、自分の過去をかくさねばならず、心の中の苦しみを他人に訴えることができないということが、この人々の身体と精神をもっとも痛めつけたことでした。

軍の慰安所ですこした数年の経験の苦しみにおとらない苦しみの中に、この人々は戦後の半世紀を生きてきたのです。

現在韓国では、政府に届けでた犠牲者は一六二名とのことです。フィリピン、インドネシア、台湾、オランダ、朝鮮民主主義人民共和国、中国などの国や地域からも名乗りでている方々がいます。しかし、いずれにしても多くの人がこの世を去ったか、名乗りでることをのぞんでおられないのです。このことも忘れてはならないでしょう。

3 基金ができるまで

「従軍慰安婦」の存在は、日本ではまったく知られていなかったということはありません。戦争に行った人は知っていたことです。しかし、この人々のことが社会的な問題として意識され、歴史の表面にみえてくることはありませんでした。

問題が一挙に人々の心をとらえるようになるきっかけは、一九九〇年六月六日に日本の国会で、「従軍慰安婦」について、「民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようで」、その実態について調査して結果をだすことはできかねるとの政府委員の答弁がなされたことにあります。この答弁に対して、韓国では、軍と国家の関与を否定するものとして、強い批判がおこりました。その中で元「従軍慰安婦」の一人、金学順さんが名乗りでて、日本の責任を告発するにいたったのです。衝撃をうけたわが国では、国会でも論議がおこなわれ、女性を中心に運動がはじまりました。歴史家が軍の関与を証明する資料を発掘しました。

日本政府も本格的な調査に乗りだしました。政府の調査の結果はまず、第一次分が一九九二年（平成四年）七月六日に発表され、翌年八月四日に第二次分が河野官房長官の談話とともに発表されました。内閣外政審議室は、内外関係機関での資料の調

査、国内での関係者からの聞き取り、ソウルでの被害者からの聞き取りをまとめて、調査結果を発表しました。防衛庁資料一七点、外務省資料五四点、厚生省資料四二点、文部省資料二点、国立公文書館資料二二点、国立国会図書館資料一七点、米国立公文書館資料一九点が公表されました。官房長官の談話は、次のように述べています。

「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府はこの機会に、改めてその出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものと考えている。われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。」

これが日本政府の認識と方針でした。

その後、一九九四年（平成六年）八月三十一日、村山総理は戦後五〇年に向けた談話の中で、「従軍慰安婦」問題についてあらためて「心からの反省とお詫びの気持ち」を表明し、この気持ちを国民に分ち合ってもらうために、「幅広い国民参加の道」を探索すると明らかにしました。この談話を受けて、与党三党は、戦後五〇年問題プロジェクトに従軍慰安婦問題等小委員会を設置し、検討を進めました。

与党と政府部内では、これまでの日本政府の方針が検討されました。政府は、「賠償」、「財産・請求権」の問題は台湾、朝鮮民主主義人民共和国をのぞいて、関係国との間では処理済みであるとの方針をとってきました。そうである以上、あらたに国家として個人補償をおこなうことはできないという考えがだされました。これに対して与党の中から個人補償をすべきだという考えも主張されました。このような議論をふまえて、与党は、問題の解決に早急にあたるという観点から、この年一月七日この問題での「第一次報告」をとりまとめました。

その内容は、「従軍慰安婦」問題については、「我が国としては、道義的立場から、その責任を果たさなければならぬ」として、「これら元慰安婦の人たちに対してお詫びと反省の気持ちから国民的償いをあらわす」ことを表明するものでした。具体的には、与党三党は、国民参加の「基金」を設置し、元「従軍慰安婦」を対象とした措置を行うとともに、女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動の支援もおこなうこと、政府がこの「基金」に対して拠出を含め可能な限り協力をおこなうことを申し入れたのです。

政府はこの「報告」をうけて、まず平成七年度予算に基金経費への補助金四億八千万円を計上し、一九九五年（平成七年）六月一日、五十嵐官房長官の談話を発表し、「女性のためのアジア平和友好基金」（仮称）の設立を明らかにしました。七月一八日には基金のよびかけ人による「よびかけ文」と総理の「ごあいさつ」が発表され、翌一九日には第一回の理事会がひらかれ、「女性のためのアジア平和国民基金」（略称アジア女性基金）が正式に発足しました。七月末、原文兵衛前参議院議長が基

基金のしごと

金理事長に就任しました。

八月一五日、基金は全国六紙に「よびかけ文」と総理の「ごあいさつ」を全面広告で発表し、キャンペーンを開始しました。その日のうちに一四五五万円の拠金がよせられ、月末には募金額は三七七八万円に達しました。国民の心ある支持が連日よせられています。

アジア女性基金の目的は、大きく二つに分かれます。第一は、「従軍慰安婦」にされた方々への償いをおこなうことです。第二は、女性の名誉と尊厳を脅かす今日的な問題に取り組むことです。

これらの目的を達成するために、基金は、政府と国民の協力で、次のようなしごとをおこないます。

「慰安婦」問題の理解の普及と募金活動

基金は新聞広告、ポスター、パンフレット、リーフレットなどの必要な方法をもちいて、「従軍慰安婦」問題にかんする認識をひろめ、基金の目的を理解していただき、できるだけ多くの国民から募金をおこないます。

犠牲者からの聞き取り

基金は、各国の犠牲者の方々と面接、聞き取りをおこないます。このことは、資料の整備と相まって、真実を明らかにし、歴史の教訓とすることへの貢献です。

資料の収集と整備

政府は、この問題にかんする資料の整備をいつそう進めることを表明しています。基金はそうした資料を収集整備し、必要なものをまとめて、公刊します。

謝罪

謝罪については、これまで政府から数回にわたって一般的な形での表明がありました。政府は、基金の発足にあたり、犠牲者の方々に個別的に謝罪の文書を送るとの方針を明らかにしていますが、基金としてもその実現を求めています。

償い

償いについては、基金が国民から直接受け取る拠金を源泉として犠牲者の方々へ

お渡しすることを考えています。その金額や渡し方については、政府と基金が相談し、国ごとの事情を考慮し、法的に摩擦が起こらないように研究の上、決定します。

医療・福祉援助

犠牲者への医療と福祉についての事業に対しては、政府が恒常的に資金援助していくことになっています。基金は、この資金を使って、各国当事者、政府等に調査をおこない、医療、福祉事業ののぞましいあり方を考え、これらの事業を支援します。

今日的な女性問題への取り組み

基金は、現在世界の各地で暴力や非人道的な扱いに苦しんでいる女性のために事業をおこなう予定です。たとえば次のような事業が考えられます。

- (1) さまざまなタイプの暴力の被害者となった女性の救済活動への支援
- (2) 女性に対する暴力の実情の調査への支援
- (3) 女性に対する暴力の原因や予防等についての研究への支援

呼びかけ人・役員・運営審議会委員

五十音順・一九九五(平成七)年八月一五日現在

○呼びかけ人

赤松 良子	元文部大臣
芦田甚之助	日本労働組合総連合会会長
衛藤 藩吉	東京大学名誉教授
大来 寿子	大来元外相夫人
大鷹 淑子	元参議院議員
大沼 保昭	東京大学教授
岡本 行夫	国際コンサルタント
加藤 タキ	コーディネーター
下村 満子	ジャーナリスト
鈴木 健二	熊本県立劇場館長
須之部 量三	元外務事務次官、元駐韓国大使
高橋 祥起	政治評論家、徳島文理大教授
鶴見 俊輔	評論家
野田 愛子	弁護士
野中 邦子	弁護士、全国人権擁護委員会女性問題委員長

○役員

理事長	原 文兵衛	前参議院議長
理事長代行	有馬真喜子	ジャーナリスト、国連婦人の地位委員会日本代表
理事	榎本 庸夫	全日本自治団体労働組合副中央執行委員長
	金田 一郎	全国社会福祉協議会副会長
	金平 輝子	前東京都副知事
	下村 満子	ジャーナリスト
	堀田 力	弁護士、さわやか福祉財団理事長
	山口 達男	元シンガポール大使
	鷲尾 悦也	日本労働組合総連合会事務局長
監事	橋本 豊	公益法人協会副理事長

アジア女性基金

政府

国民

○運営審議会委員

養庭 孝典
 有馬真喜子
 岡本 行夫
 高崎 宗司
 中嶋 滋
 野中 邦子
 橋本ヒロ子
 林 陽子
 横田 洋三

杏林大学教授
 ジャーナリスト、国連婦人の地位委員会日本代表
 国際コンサルタント
 津田塾大学教授
 全日本自治団体労働組合国際局長
 弁護士、全国人権擁護委員連合会女性問題委員長
 ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）
 事務局農村都市開発部開発と女性課
 弁護士
 東京大学教授

募金の送金方法

「従軍慰安婦」にされた方々への償いのために、みなさまの心ある募金協力をお願いいたします。

首相、各大臣、基金のよびかけ人、理事、運営審議会委員一同は率先して募金に応じました。公職にある方々は積極的に協力してくださるようお願いいたします。国民のみなさま、金額はいくらでもいいのです。謝罪と償いのしるしとして、ご家族で、職場で、募金に協力してください。

▼基金への送金は、郵便局の振替ゆうぎをご利用くださるのが、もっとも便利です。郵便振替口座は

00180-3-71164

「女性のためのアジア平和国民基金」(略称・アジア女性基金)です。

手数料は加入者負担ですから、どの郵便局でも無料です。

▼もちろん現金書留もご利用になれます。この場合は、現金してくださるお気持ちなどを書いたお手紙をつけてくだされば、募金の拡大に活用させていただきます。

▼直接事務所にご持参くださっても結構です。事務所は土、日、休日以外は毎日あいています。銀行口座は手数料負担の問題があり、おねがいしておりません。

▼次の二団体も窓口になっていただき、郵便振替をおねがいしています。

日本赤十字社(振替口座 00180-6-540280)

全国社会福祉協議会(振替口座 00120-0-7060)

振替用紙の「通信欄」に、女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)あてだと明記してください。

▼このパンフレットをまだ見ていないお知り合いに見せてください。基金では、QアンドA形式の簡単なリーフレットも用意しています。

このパンフレット、リーフレットともに、アジア女性基金事務局に部数、送付先などを申し込んでいただき、お送りします。

■女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

電話 03-3583-9346

住所 〒170 東京都港区赤坂二-17-42 赤坂アネックス

We sincerely urge you to take part in and contribute to this national fund, in order that as many Japanese citizens as possible translate into action the desire to make amends.

July 18, 1995

Proponents for the "Asian Women's Fund"

Ryoko AKAMATSU	Jinnosuke ASHIDA
Shinkichi ETO	Toshiko OKITA
Yoshiko OTAKA	Yasuaki ONUMA
Yukio OKAMOTO	Taki KATO
Mitsuko SHIMOMURA	Kenji SUZUKI
Ryozo SUNOBE	Yoshikatsu TAKAHASHI
Shunsuke TSURUMI	Aiko NODA
Kuniko NONAKA	Nobutoshi HAGIWARA
Mutsuko MIKI	Isamu MIYAZAKI
Tadashi YAMAMOTO	Haruki WADA

issues such as the eradication of violence against women. We have gathered together to propose this fund in the conviction that atonement in the form of compensation by the people of Japan to the victims of the institution of "comfort women" is urgently needed now, along with an apology by the Government.

Some of us proponents differ in our views. Some, for example, believe Government compensation is absolutely necessary, while others believe such compensation will be difficult to realize in a prompt manner because of legal and practical impediments. We are, however, united in one regard--our burning desire to take action immediately, because the time left to compensate these women of advanced age is running short.

We will continue to urge the Government to spare no effort in bringing to light all the facts of the case, and to express a heartfelt apology, in order that the honor and dignity of the victims of the institution of "comfort women" be restored. At the same time, we will be vigilant in our effort to make sure the Government apportions ample budgetary outlays and uses these funds to fully provide, in good faith, for the welfare and medical care of the victims. We will continually demand that our Government pursue an active policy of working to prevent still remaining

infringements upon the dignity of all women, both in Japan and throughout the world.

Of paramount importance, however, is the need for as many Japanese citizens as possible to appreciate the suffering of the victims and to express a genuine desire for atonement. The indignities and pain suffered by these women, both during the war and in the fifty years since, can never be fully compensated for. But we are convinced that, if each and every citizen of Japan would do his or her best to understand the plight of the victims, and then act in a concrete manner to make amends, and if such a commitment--coming, as it must, from the heart--could reach the women involved, then our actions would help mitigate, to some extent, the trauma they have lived through and continue to live with.

It is the Japanese nation of the past that created the "comfort women." But Japan is not the government alone. Like others, Japan is a nation in which each citizen must shoulder the legacy of the past, live in the present, and create the future. To make amends for the past, then, fifty years after the fact, is our responsibility--we, the present generation, owe it to the victims, to the international community, and to future generations.

The Government of Japan intends to cooperate, to the greatest extent possible, with the "Asian Women's Fund," in order that its aims are achieved. I call on each and every Japanese citizen, asking for your understanding and cooperation.

[Tentative Translation]

AN APPEAL FOR DONATIONS FOR THE ASIAN WOMEN'S FUND

Fifty years have elapsed since the war came to an end.

The war caused enormous horror and ravaged the people of Japan and many other nations, especially those in Asia. Particularly brutal was the act of forcing women, including teenagers, to serve the Japanese armed forces as "comfort women," a practice that violated the fundamental dignity of women. No manner of apology can ever completely heal the deep wound inflicted on these women both emotionally and physically.

Yet we should, by whatever means, do our best to appreciate their pain and make the greatest possible effort to salve their suffering in any way we can. We believe the obligation to do so today hangs heavy over Japan, the country that inflicted the suffering.

The Government of Japan has expressed its deep remorse, albeit belatedly, apologizing to the victims through the Chief Cabinet Secretary's statement of August 4, 1993, and the Prime Minister's statement of August 31, 1994. Further, on June 14 of this year, the Cabinet announced a concrete action plan, which is to be based upon four pillars. (1) Support will be given to the establishment of a fund that invites the people of Japan to atone for the institution of "comfort women." (2) The Government will contribute funds to the welfare and medical care of these women.

(3) The Government will express remorse and apologize.

(4) Historical documents and materials will be collated that will help make this a lesson to be drawn on.

Moneys from the fund—donated by the Japanese as an offer of atonement to the "comfort women"—will be delivered to the women, as well as be used to provide support for measures to cope with current-day

[Tentative Translation]

July 1995

Statement by Prime Minister Tomiichi Murayama

I would like to share with you my sentiments on the occasion of the establishment of the "Asian Women's Fund."

This year marks the 50th anniversary of the end of the War, an event that caused many people, both in Japan and abroad, great suffering and sorrow. During these past 50 years we have worked hard to cultivate, step by step, friendly relations with our neighbouring Asian countries and others. However, the scars of war still run deep in these countries to this day.

The problem of the so-called wartime comfort women is one such scar. This problem, involving the Japanese military forces of the time, seriously stained the honor and dignity of many women. This is entirely inexcusable. I offer my profound apology to all those who, as wartime comfort women, suffered emotional and physical wounds that can never be closed.

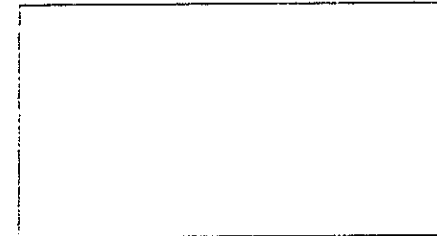
Established on this occasion and involving the cooperation of the Government and citizens of Japan, the "Asian Women's Fund" is an expression of atonement on the part of the Japanese people toward these women and supports medical, welfare, and other projects. As articulated in the proponents' Appeal, the Government will do its utmost to ensure that the goals of the Fund are achieved.

Further more, to ensure that this situation is never again repeated, the Government of Japan will collate historical documents concerning the former wartime comfort women, to serve as a lesson of history.

Turning from yesterday to today, we still see many women suffering violence and inhuman treatment in many parts of the world. The "Asian Women's Fund," as I understand it, will take steps to address these problems facing women today. The Government of Japan intends to play an active role in this regard.

I am convinced that a sincere effort on the part of Japan to implement these measures will further strengthen the true relationships of trust we share with our neighbours in Asia and other nations around the world.

元「従軍慰安婦」への謝罪と償い



*

このパンフレットのご注文を
お受けしています。部数、送
付先をお知らせください。

編集・発行 1995年9月25日

女性のためのアジア平和国民基金

電話 03-3583-9346

住所 〒107東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス

女性の為のアジア平和国民基金協賛

●あなたの愛を、思いを、綴ってください・・・

五木ひろしが歌う愛のメッセージ

HEART&LOVE

96 MESSAGE SONG FOR ASIA'S PEOPLE

By. HIROSHI ITSUKI

「HEART&LOVEキャンペーン事務局」

●企画主旨

戦後50年という区切りを経た現在、日本に住む私たちは、平和と繁栄の中で生活をしております。

これは、とりもなおさず、先人達の復興に対する情熱、そして努力が今日をもたらした事は、言を待ちません。

世界の大多数の諸国とも、友好関係を結び、今や日本の影響力はさまざまな分野で、大きな力を及ぼしております。

しかし、この太平洋戦争が残した傷跡は、国内は勿論、同じアジアの近隣諸国にも、大きな爪あとを残し、今なお、過去をひきずり、精神的にも肉体的にも苦しんでいらっしゃる方々が多勢おります。

唯一の被爆国として、原爆後遺症で苦しんでいらっしゃる方々、戦前、朝鮮半島、台湾等から強制連行され、その後、何の保証もないまま諸々の後遺症で苦しい生活を余儀なくされている方々、分けても、従軍慰安婦の名のもとに、戦場で、精神的、肉体的に耐えがたい苦勞をされたアジアの女性の方々は、厳然として存在されており、勇気をもって過去の償いを求める運動が各地でおこり始めています。

本来ならば、国家責任という事で、戦後国と国との国交回復の折り、諸条件は全てクリアされているという立場だけなら、様々な見方、論点が出てくるでしょう。

しかし、これ等の方々は今も現に存在しており、国家という観点からみれば大変難しく、デリケートな問題である事も否定できません。

しかし、この問題が大きくなねりとなって展開されてきているのは周知の事実であり、この問題の解決にとり組む組織として「女性の為のアジア平和国民基金」が、平成7年7月18日発足しました。主旨は元、従軍慰安婦の方々への援助、救済を旨としております。

一方、各種市民団体では、国家、政府がやるべきもので、筋違いという見解から反対の意思表示行動もあらわれています。

しかし、形式、筋論はたとえどうあれ、高齢化され、苦しみ悩んでいる元慰安婦の方々に一刻も早く、私たちが出来得る手をさしのべる事こそ急務だと考え、この一助に役立つべく企画を立案いたしました。

●具体案&展開・・・「ハート&ラブキャンペーン」

現在主婦層を中心に最もファン層の広がりを持つ歌手、五木ひろし氏をメインキャラクター及びプロデューサーとし、五木ひろし氏の呼びかけで“愛のうた”の歌詞を広く一般公募、応募作の中から氏が中心となって、その年度のグランプリ作を決定、そして氏自身の作曲により、氏自身が歌うオリジナルの、その年のメッセージソングを制作、発表。

この歌のCD販売売上げの一部及び、チャリティコンサート益金等から「女性の為のアジア平和国民基金」へ「ハート&ラブ基金」を贈呈。

また、諸々の状況が可能ならば、国内だけでなく近隣諸国でのチャリティコンサート実施。（実施国の歌手とのジョイント）

●目的

歌詞公募による話題性の醸成。

公募に応募することによる参加性の拡がり。

女性の為のアジア平和国民基金への理解促進。

女性の為のアジア平和国民基金への基金獲得。

日本と近隣アジア諸国との相互理解と連携の和の拡大。

●実施・運営

1. キャンペーン名称(案) HEART&LOVE

'96 MESSAGE SONG FOR ASIA'S PEOPLE

By HIROSHI ITSUKI

主催/女性の為のアジア平和国民基金

後援/日本赤十字社、厚生省、(社)あゆみの箱他

協賛/(仮) HEART&LOVEキャンペーン事務局

1. プレス発表会 '95年11月 → マスコミ露出

1. 歌詞公募 '95. 12月~'96. 1月 (年度毎のテーマ設定、ex '96年度テーマ "故郷")

1. '96グランプリ曲決定、発表 '96. 4月

1. CD発売 '96夏

1. チャリティコンサート ('96年度分) 東京、大阪 (各年度、及びスケジュール等の状況により各都市展開考慮)

1. 会場&時期案
A. 東京 → NHKホール ('96. 7月)、大阪 → 厚生年金ホール ('96. 8月)
B. 東京 → 武道館又は国技館、大阪 → 大阪城ホール

1. 基金贈呈 各会場 (チャリティコンサート基金) 及び '96年末 (CD収益金)

1. 運営全般 運営事務局及びスタッフの設置

1. 運営全般

運営事務局及びスタッフの設置

●チャリティコンサート実施案

1. 実施時期 1996年7月中旬 東京（例、NHKホール）
 " 8月中旬 大阪（例、厚生年金ホール）

1. 来場客 チャリティコンサート実施告知による入場チケット購入者

1. 招待者 関係者、報道関係者、グランプリ他各賞受賞者

1. 出演アーティスト案 五木ひろし、都はるみ、ケー・ウンスク、ジャッキー・チェン、ブルック・シールズ他

1. 進行（案）

17:00～	受付開始、開場	19:20	休憩&チャリティ
17:30	開会挨拶（男性司会者と女性アシスタント）	}	
17:35	キャンペーン実行委員長挨拶	19:45	募金箱会場キャンペーン
17:45	総合プロデューサー挨拶		（キャンペーンガール 60P程度）
17:55	公募キャンペーン状況報告（司会者）	19:50	チャリティコンサート
18:00	今年度グランプリ及び各賞発表&表彰	}	（第二部）
}	}	20:40	
18:25	受賞者インタビュー他	20:45	収益金報告及び総合プロデューサーに
18:30	チャリティコンサート		より基金贈呈
}	（第一部）		感謝状授与
19:20		21:00	フィナーレ

●費用 A案、B案で変わってきます。

1. 記者発表会費用 $5,000,000 \times 1$ (東京)

1. キャンペーンPR費用

1. キャンペーン運営費用 (事務局、電話、FAX、通信費、事務局員) 1カ月 $1,000,000 \times 6$ カ月

$= 6,000,000$

1. 運営スタッフ費用 (M. C、キャンペーンG含) . . . 舞監、ディレクター、進行他 . . . $3,000,000 \times 2$ 会場

1. グランプリ他各賞、審査員費用 . . . $2,000,000 \times 1$ (東京)

1. 会場費 (東京、大阪)

1. PA、照明、美術費用 (東京、大阪)

1. 出演アーティスト費用 (東京、大阪)

1. 交通、移動、宿泊費等

1. 雑費 (スタッフTシャツ、スタッフ食事等) $1,500,000 \times 2$ 会場

●チャリティコンサート入場益金案

A. 東京（NHKホール）、大阪（厚生年金ホール）各1回公演の場合

（東京）入場料10,000×3,677人（NHKホール） = 36,770,000

（大阪）入場料10,000×1,110人（厚生年金ホール） = 11,100,000

TOTAL 47,870,000

B. 東京（武道館又は国技館）、大阪（大阪城ホール）各1日2回公演の場合

（東京）入場料7,000×10,000人×2回（武道館又は国技館） = 140,000,000

（大阪）入場料7,000×10,000人×2回（大阪城ホール） = 140,000,000

TOTAL 280,000,000

※A、B案とも、年度メッセージソンググランプリ受賞セレモニーは東京会場のみ、又はセレモニーは、事前に別場所を
設定して行う→プレス発表

○〈あゆみの箱〉の生い立ちと主旨

〈あゆみの箱〉は、昭和38年に生まれました。ちょうどその当時は、小児マヒが全国的に大流行してワクチンの不足が社会問題となっており、作家の水上瀧氏が小児マヒの子を持つ親の立場から「拝啓池田総理大臣殿」を发表して、社会福祉の貧困を痛に訴えるになど、心身障害児（者）にたいする国民の関心が高まっていました。

俳優の伴淳三郎さんも、かねがね小児マヒで苦しむ子供や親たちを目にするたびに、何とかしてこの不幸な人たちに手をかけてあげたいという強い気持ちを抱いていました。

そして同じように小児マヒの最悪症に悩まされながらメガホンをとっていた映画監督の川島雄三氏の死が直接の契機となり、大道具の切れ端で作った小さな募金箱を持ち歩いて、ロケ先や遠征地で人々に募金と呼びかけました。この伴さんの行為に深く共鳴して、斎藤久弥さんをはじめ、多くの芸能人が次々と加わり、芸能人の活動から一般国民への募金活動へと普達の輪が広がってゆきました。

これにともない、昭和41年には、社会福祉助成事業を主旨とする社団法人〈あゆみの箱〉が正式に発足しました。

こうして募金活動が本格化するにつれて、寄せられる金額も年々増加してゆきました。

〈あゆみの箱〉では、毎年これらの浄財を全国の心身障害児（者）施設に配分しておりますが、その主旨と成果が人々に理解され、〈あゆみの箱〉の活動は、いまや国民的規模に発展し、わが国の社会福祉に大きく貢献しています。

○〈あゆみの箱〉の活動

〈あゆみの箱〉の活動は、大別すると、募金箱による日常の募金活動と、そのまとめともいえるチャリティーショーに分かれます。

日常の募金活動

〈あゆみの箱〉の基本となっている活動です。
〈あゆみの箱〉の募金箱は、全国の国鉄、会社、銀行、病院、学校、商店、おそば屋さん、個人等に現在38,000個が配布されて、普達の寄付金を集めています。
〈あゆみの箱〉では、この箱を30,000個にふやして募金効果を高め、社会福祉のために更に役立てたいと考えています。
チャリティーショー

各所に配布されている募金箱を一堂に集めて、その総額を公表して、ご協力いただいた方々に感謝の意をあらわすとともに、〈あゆみの箱〉の主旨を徹底させその普及をはかる値しです。

このショーには、有名芸能人が多数無料出演して盛大なバラエティショーを開き、その売り上げをチャリティー基金として〈あゆみの箱〉に寄託いたします。このチャリティーショー（開箱式）は、全国主要都市で毎年6～7回開催する地方大会と、その総まとめともいえる年1回の東京大会があります。

この東京大会には、皇族、厚生大臣、都知事はじめ、協力団体や関係者各位が多数ご参加くださり、〈あゆみの箱〉への感謝と激励の言葉をいただいております。

○〈あゆみの箱〉チャリティーショー海外大会

こうした〈あゆみの箱〉の社会的意義は、国内だけではなく海外でも認められて、アメリカ、ブラジルの各地から開催の要請が寄せられました。

そこで〈あゆみの箱〉では、昭和45年にハワイのホノルルで第1回の海外大会を開き大成功を納めました。

続いて、昭和48年にブラジルのサンパウロで、昭和49年に同じくサンパウロとホノルルで、又昭和52年にアメリカロサンゼルスとサンフランシスコで、昭和54年に同じくアメリカロサンゼルス、サンフランシスコでチャリティーショーの海外大会を盛大に開催しております。これらの大会には、毎回多数の芸能人がスケジュールをおして積極的に参加し、チャリティー基金の半分以上を現地の福祉施設に寄付しております。

このように海外大会は、現地の社会福祉にも実を上げていますが、このことがひいては国際親善、日本人の国際的役割りを果し、開催地の人々にたいへん感謝されています。

○〈あゆみの箱〉の成果

〈あゆみの箱〉発足以来38年、普達の輪が全国、あるいは遠く海外にまでも広がるにつれ、寄せられる浄財も次第にふえ、平成3年度までの累計では11億円にも達しました。

こうして寄せられた浄財は、毎年春の定例理事会に於て配分会議を開いて、審議された上、毎年全国の心身障害児（者）施設に配分して皆様方からいただいた厚意を生かしております。

平成7年4月 役員

会長 森繁久彌
代表理事 加山啓太郎
理事 中村陽治郎
淡島千景
三浦恵子
久保明
水石長重
池田孝
ペギー葉山
星加徹子
朝丘雪路
中村玉緒
石井好子

事務局長 野田洋典

幹事グループ
大改
中郎
千景
埼玉

早坂一生
谷沢良
清水哲雄
野地勝
中曾根弘晴

他

「あゆみの箱」提案のイベントについて

「あゆみの箱」より事務局宛てに、募金について協力を申し出たい旨の電話があり、このことで「あゆみの箱」関係者が事務局を来訪し、長坂事務局長へ説明を行った。

事務局長からは、このことを理事会にはかって検討し、「あゆみの箱」へは後日連絡する旨を伝えた。

1、日時、場所

平成7年9月5日 14時～14時30分

基金事務局

2、来訪者

早坂一生（「あゆみの箱」会員、職業・プロデューサー）

永田隆司（「あゆみの箱」会員、職業・東洋古典医学協会代表）

小林一将（旭広告社・東京第二営業部次長）

3、面談者

長坂事務局長、岡

4、面談内容

▼「あゆみの箱」の活動について

- ・「あゆみの箱」は社会福祉助成事業を主旨とする社団法人である。

俳優の伴淳三郎氏が創設、氏の没後は森繁久弥氏が会長として、活動の推進を引き継いできた。理事長は、コロムビアトップ氏。

募金箱とチャリティショーの収益を中心に、その浄財を全国の心身障害児（者）施設に配分している。

▼「アジア女性基金」に協力を申し出た経緯について

- ・長年募金箱での募金活動を行ってきたが、消費税導入後は回収率が低下したことから、改善策の一つとしてイベント開催に着手した。市町村の福祉課にタレントを派遣し、地元の障害者と交流するなどのチャリティショーを実施している。
- ・様々な改善策を試みた結果、こういったショーは効果の高い方法と考えており、その手法・運営などについて「基金」に助言さしあげられるのではないかと話になった。
- ・「基金」発足については7月の新聞発表より注目しており、特に8月15日の募金の呼びかけ広告が出たのちは、何らかの協力を提案できるのではないかと、「あゆみの箱」関係者の間で話題になった。

▼「'96 MESSAGE SONG FOR ASIA'S PEOPLE」（仮称）の内容について

- ・旭広告社の小林氏が上記タイトルの企画書を提出し、内容について説明を行った。
- ・このチャリティショーの総合プロデューサーとして五木ひろし氏を起用することを提案しており、本人への打診はすでに済ませ、前向きな感觸を得ている。
- ・企画書に仮に掲げた実施期間（1996年夏）というスケジュールを早めることは不可能ではないが、準備に最低6カ月は欲しい。また、これだけの動員を収容する会場

の予約、出演者のスケジュールとの調整などを要し、実施日については何ともいえない。但し、プレス発表だけを早めに行い、ショーの実施日までの時間を盛り立てていくことはできる。

▼上記イベントを実施した場合の収支予算について

- ・仮に企画書通りの収益（2億8千万円）があったとして、3分の一強（1億円強）を準備のための実費と考えている。旭広告社の取り分等を差し引いて、少なくとも一億円が「基金」への寄附金にまわることになる。
- ・収支計算はガラス張りとし、「あゆみの箱」への利益還元は考えていない。

▼これまで「あゆみの箱」が行った、他団体への類似の協力について

- ・1993年、各国大使館間の交流を目的に代々木公園で開催された、国際フェスティバルの運営に協力した。150 カ国 6 万人の参加があった。

以上